

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	六七	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	六六
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	六七	○土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件	六六
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	六七	福島県病院局	
○道路の区域を変更する件の一部を改正する件	六七	福島県選挙管理委員会	
公 告		○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	六六

## 告 示

### 福島県告示第七百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十二月十日から平成二十三年一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課地域振興係に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番二ほか

二 法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要

- 1 地元雇用の拡大を図ること。
- 2 店舗出入りの車両に対して、敷地内進入出時の歩行者等安全確保のため、車両出入り口の視界を確実に確保すること。
- 3 夜間及び閉店時など駐車場が若者の溜まり場等にならないよう、防犯対策を講じること。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第七百三十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十二年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	岩瀬郡	平成二十二年 十二月二日	再検査

(畜産課)

### 福島県告示第七百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
相馬郡飯館村大字飯樋字花塚山一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

### 福島県告示第七百三十七号

道路の区域を変更する件(平成二十二年福島県告示第六百二十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十日

福島県知事 佐藤雄平  
表中「同 市小高区井戸川字町一四番一四地先」を「同 市小高区浦尻字町一四番一四地先」に、「一一・五」を「二三・〇」に改める。

(道路計画課)

### 公 告

#### 公告第三百九十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年十一月二十九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人 Wunder ground
- 三 代表者の氏名  
島崎 圭介
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市葉山二丁目二十二番地十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、いわき地域内外の文化芸術の人材、技術、資金、情報を結び拠点として、そのネットワークを活用しながら、地域文化芸術界の多様なニーズに一元的・総合的に対応すること、市内文化芸術団体の意識の向上を図り、もって当該地域文化芸術の活性化に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

#### 公告第三百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり大玉土地改良区から役員の変更があった旨届出があった。

平成二十二年十二月十日

福島県知事 佐藤雄平

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名 住所

理事 菊地 傳壽 変更前 安達郡大玉村大山大字高屋敷二七番地

変更後 安達郡大玉村大山大字高屋敷一一〇番地一

(農村計画課)

### 福島県病院局

#### 公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける会津医療センター(仮称)建築主体工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)第229条第1項の規定により公告する。

平成22年12月10日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
会津医療センター(仮称)建築主体工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県病院局病院経営改革課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年11月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社竹中工務店 大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号
- 5 落札金額  
3,904,425,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成22年9月17日

(病院経営改革課)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第二項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十二年十二月二日現在において、次のとおりである。

平成二十二年十二月十日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三三、一九〇

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	二九、五一九	選挙区	七九、〇四七
伊達郡	一八、二二三	福島市	三一、五一六
安達郡	八、四九〇	会津若松市	八九、三一八
岩瀬郡	八、六二〇	郡山市	九四、二四五
南会津郡	一三、八九〇	いわき市	一二、六五三
耶麻郡	九、二五九	白河市	一二、七四五
河沼郡	八、四一九	原町市	一八、一一〇
大沼郡	一八、〇三一	須賀川市	九、一三二
西白河郡	九、七三二	喜多方市	一〇、三〇九
東白川郡	一二、二三八	相馬市	九、〇八〇
石川郡	一九、八三一	二本松市	
田村郡	一九、九四三		
双葉郡	一〇、八一六		
相馬郡			